

○宮崎大学名誉教授称号授与規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年3月23日 平成19年2月22日
平成20年1月24日 平成21年3月30日
平成22年9月22日 平成24年3月29日
平成29年12月21日 平成31年4月26日

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づき、宮崎大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

(選考の基準)

第2条 名誉教授の称号は、次のいずれかに該当する者のうちから選考によりこれを授与する。

- (1) 本学(従前の宮崎大学及び宮崎医科大学を含む。以下同じ。)の教授として10年以上勤務し、功績のあった者
- (2) 本学の学長又は副学長として勤務し、功績が特に顕著であった者
- (3) 第1号の年数には達しないが、教育研究上の功績が特に顕著であった者

(勤務年数計算の特例)

第3条 本学の教授として5年以上勤務した者については、次の各号により換算された年数を前条第1号の勤務年数に通算することができる。

- (1) 本学以外の大学、短期大学、高等専門学校及び大学に準ずる機関の学長等又は教授若しくは教授に相当する職の勤務年数については、その全期間
 - (2) 本学又は前号に掲げる大学等における在職期間のうち、准教授又は准教授に相当する職の勤務年数についてはその3分の2、専任講師としての勤務年数についてはその2分の1
- 2 前項に規定する大学に準ずる機関については、別に定める。

(選考手続)

第4条 次の各号に掲げる者へ授与する名誉教授の称号は、当該各号に定める者の推薦に基づき、学長が教育研究評議会の議を経てこれを授与する。

- (1) 学部又は工学教育研究部の教授であった者 教授会の議を経て当該学部長又は工学教育研究部長
 - (2) 学長又は副学長であった者 学長
 - (3) 学内共同教育研究施設、安全衛生保健センター及び情報基盤センターの教授であった者 宮崎大学センター管理運営委員会の議を経て当該施設の長
- 2 前項の議決は、出席評議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(辞令書の交付)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

(称号の取消し)

第6条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、学長は、教育研究評議会の議を経て、称号を取り消すことができる。

第7条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 従前の宮崎大学及び宮崎医科大学において名誉教授の称号を授与された者は、この規程による名誉教授とみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第2号の規定の適用については、この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式

第 号	宮 崎 大 学 印	年 月 日	学 名 誉 教 授 の 称 号 を 授 与 す る 。	学 校 教 育 法 の 定 め る と こ ろ に よ り 宮 崎 大	氏 名
--------	-----------------------	-------------	--	--	--------